

# 串本町教育大綱



平成29年3月

串 本 町

## 教育大綱策定にあたって

平成26年6月、「地方行政の組織及び運営に関する法律」が一部改正され、平成27年4月1日に施行されました。

この改正法では、地方公共団体は教育を行うための諸条件の整備、またその他地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の基本方針を「教育大綱」として定めることとされています。

大綱の策定にあたっては、首長と教育委員会で構成する「総合教育会議」での協議が義務付けられたことから、当町でも同会議を設置し、教育について重点的に取り組むべき主要施策について委員の皆さんに協議をいただきながら『串本町教育大綱』を策定しました。

この大綱の基本方針を貫くべく、『将来を担う子どもたちが、この豊かな自然環境のもとで、のびのびとたくましく育つとともに、家庭を愛し、そして郷土を愛する心情を培える教育環境の構築』に努めてまいります。

平成29年3月

串本町長 田 嶋 勝 正

## 人を育てる町づくり

人間尊重の精神を基盤として、家庭や郷土を愛する心情を培うとともに、豊かな知性と教養を身につけ、真理を追求し、自主自律の態度で、絶えず心身の向上につとめる人間の形成をめざす。

### 基本方針

#### 1 個人を重んじるとともに、自他の向上に尽くす人間を育てる

- \* 教師と児童生徒及び児童生徒相互の心のふれあいを深めると共に、一人ひとりが大切にされ、自己肯定感、自己有用感を味わえる民主的な学級集団づくりに努める。
- \* 健康教育や食育、防災教育を推進することで、主体的に自他の健康と安全を守るために行動することができる児童生徒の育成を目指す。
- \* 集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活を築こうとする自主的、実践的な態度を育てる。

#### 2 心のふれあいを深め、豊かな自然と関わりながら、人間愛に満ちた豊かな情操を育てる。

- \* 自然や郷土から学ぶ体験活動をとおして、家庭・地域・幼稚園・保育所・小学校・中学校が一体となって、元気で心豊かな子どもの育成、学ぶ土台づくりに取り組んでいく。
- \* 家庭教育力を高めるため、子育て支援を推進し、親子がふれあう時間をつくる。
- \* 読み聞かせ会を始めとする串本町図書館活動の普及、啓発を図る。

**3 善悪の判断力や物を大切にできる心など道徳性を養い、生活において生きて働く実践力を育てる。**

- \* 道徳教育、人権教育の推進。
- \* 「いじめを許さない」環境づくりに努める。
- \* 学校不適應等に悩む児童生徒や保護者のため、きめ細やかな支援体制を展開していく。

**4 確かな学力を身に付け、自ら考え、豊かに表現できる自主的創造的な人間を育てる。**

- \* 一人一人の学力向上を目指した日々の授業を充実させる。
- \* 学力向上や生徒指導の充実のための学習環境の改善。
- \* 家庭教育の充実のための支援。

**5 生命を尊重し、心身ともにたくましく生き抜く人間を育てる。**

- \* 小中学校や地域との協働による防災避難訓練・交通安全教育等を実施し、自己防衛能力の向上に取り組むとともに、家庭の防災意識高揚を図る。
- \* 国体開催による施設の充実と有効活用を図り一流のアスリートやスポーツ大会等の招致とともに東京オリンピック・パラリンピックに向けた「おもてなしの心」を育て、支援体制を推進する。
- \* 町民のスポーツ意識の向上とスポーツを発信できる体制を整備する。

**6 郷土の文化と伝統を理解するとともに、他地域の文化や伝統を尊重できる人間を育てる。**

- \* 共育コミュニティの推進やボランティア等の協働により、世代をこえ

て郷土の自然や伝承から学び体験できる活動を推進する。

- \* 町内の有形・無形文化財の保護、保存に努める。
- \* 町民を対象とした文化財教育を広く推進する。

〒649-3592

和歌山県東牟婁郡串本町串本 1800 番地

串本町役場 総務課

〔TEL 0735-62-0555 FAX 0735-62-4977〕

## 大綱の期間

大綱の期間は、平成28年度から平成30年度までとし、その期間内であっても、必要に応じて見直すことを想定している。